改正後 (新)	改正前 (旧)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)

3 対象事業

この要綱における対象事業は以下のとおりとする。なお、実施主体は市町村(間接 補助を含む)又は民間事業者とするが、(1)ア及び(4)イの事業については、市 │ 補助を含む)又は民間事業者とするが、(1)ア及び(4)イの事業については、市 町村とする(間接補助を含む)。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

(ア)に掲げる施設等(サテライト型居住施設・事業所を含む。)を整備する事 業を対象とするが、当該事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備 に係る経費は対象としないものとする。

また、土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備 する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法 人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・ 継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件と する。

- ・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の 地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料 を支払い得る財源が確保されていること。
- ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当 該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

3 対象事業

この要綱における対象事業は以下のとおりとする。なお、実施主体は市町村(間接 町村とする(間接補助を含む)。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

(ア)に掲げる施設等(サテライト型居住施設・事業所を含む。)を整備する事 業を対象とするが、当該事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備 に係る経費は対象としないものとする。

また、土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備 する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法 人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・ 継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件と する。

- ・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の 地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料 を支払い得る財源が確保されていること。
- ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当 該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築、併設して整備を行う場合に補助単価の加算を 行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事 業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日 常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ど も等が併せて利用する場合であっても対象とする。

(ア)対象施設等

a~o 略

p 小規模(定員29人以下)な介護付きホーム(老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。(3)ウ及び(4)を除いて以下同じ。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

(イ)整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

((5)の事業を除き、以下同じ。)

整備区分	整備内容
	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地
Æι⊟π	域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)
創設	を改修 (本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改
(開設)	修 (壁撤去等) で工事を伴うもの) して、施設等を整備す
	る事業を含む。)

さらに、次に掲げる施設等を合築、併設して整備を行う場合に補助単価の加算を 行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事 業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

(ア)対象施設等

a~o 略

p (新設)

(イ)整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

((5) の事業を除き、以下同じ。)

整備区分	整備内容
	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地
Arl⇒π.	域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)
創設	を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改
(開設)	修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備す
	る事業を含む。)

	改正後 (新)		改正前(旧)
増築 (床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をする	増築 (床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をする
增榮 (床)	こと。	日榮 (水)	こと。
	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備するこ		既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備するこ
	と。(一部改築を含む。)なお、現在定員を維持すること		と。(一部改築を含む。) なお、現在定員を維持すること
	を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるもの		を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるもの
	とする。		とする。
改築	※1 取り壊し費用も対象とすることができる。	改築	※1 取り壊し費用も対象とすることができる。
(再開設)	※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場	(再開設)	※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場
	合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。		合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
	※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員		※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員
	等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指		等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指
	定権者とあらかじめ協議すること。		定権者とあらかじめ協議すること。
	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること		既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること
増改築	にあわせて現在定員の増員を図るための整備をするこ	増改築	にあわせて現在定員の増員を図るための整備をするこ
山 均以采	と。(一部増改築を含む。)	1	と。(一部増改築を含む。)
	※1、※2について同上。		※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に 進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、 介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いず れも,定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件 に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とす

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とす

改正後 (新)

改正前(旧)

る。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同 一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

- (ア) 略
- (イ) 略

ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

災害レッドゾーン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ)に 所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当該事業の対象としないこととする。

(対象施設)

a~e略

f 広域型(定員30人以上)の介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き 高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。)

エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

る。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同 一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度中に着工することとする。

- (ア) 略
- (イ) 略

ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事 業

災害レッドゾーン (都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 33 条第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ) に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当該事業の対象としないこととする。

(対象施設)

a~e略

f(新設)

エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

改正後 (新)

改正前(旧)

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

(ア) 略

(イ) 対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

a~e略

<u>f</u> 広域型(定員30人以上)の介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス 付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。)

- (ウ) 略
- (エ) 略
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

アー略

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

(ア)対象事業

介護施設等において、大規模修繕(助成を受けているかは問わない。)を実施する際に、平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記2の(30)ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・I C T 以外の設備整備、職員訓練期間 中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

(ア) 略

(イ) 対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

a~e略

f (新設)

- (ウ) 略
- (エ) 略
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

アの略

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支 援事業

(ア)対象事業

介護施設等において、大規模修繕(助成を受けているかは問わない。)を実施する際に、平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記2の(29)ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・I C T 以外の設備整備、職員訓練期間 中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象 とはならない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設(いずれも、定員規模は問わない。)のユニット化改修に 要する経費を支援する事業を対象とする。

(ア) 略

(イ) 略

(ウ) 略

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修 支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(いずれも、定員 規模は問わない。)の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が 遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテン による仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認める ものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切る など様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当た とはならない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。

- (3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 次に掲げる施設(いずれも、定員規模は問わない。)のユニット化改修に 要する経費を支援する事業を対象とする。
 - (ア) 略
 - (イ) 略
 - (ウ) 略
- イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修 支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(いずれも、定員 規模は問わない。)の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プ ライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が 遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテン による仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認める ものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当た

改正後 (新)

改正前(旧)

り面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ略

工 略

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡 易陰圧装置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援する ことを目的とする。

ア略

イ略

ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

(ア)対象事業

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室 化に要する改修するための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないもの とする。

- (イ) 略
- (5) 略
- 4 交付額の算定方法
 - (1) 略
 - (2) 財政上の特別措置

上記3の対象事業のうち(1)及び(3)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都

り面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ略

工略

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡 易陰圧装置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援する ことを目的とする。

ア略

イ 略

ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

(ア)対象事業

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室 化に要する改修するための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないもの とする。

(1)

- (5)(略)
- 4 交付額の算定方法
 - (1) 略
 - (2) 財政上の特別措置

上記3の対象事業のうち(1)及び(3)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都

ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種	3 加算額
	類	
_		
地震防災対策特別措	・特別養護老人ホー	(1)により算定し
置法(平成7年法律第	A	て得た額に 0.30 を
111 号) 第2条に規定		乗じて得た額
する地震防災緊急事		
業五箇年計画に基づ		
いて実施される事業		
のうち、同法別表第1		
に掲げる社会福祉施		
設 (木造施設の改築と		
して行う場合)		
(3) 略		

改正前(旧)

道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することとする。

ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する	・特別養護老人ホーム	(1)により算定し
事業に係る国の財政	・ケアハウス	て得た額に 0.10 を乗
上の特別措置に関す	・生活支援ハウス	じて得た額
る法律(昭和 46 年法		
律第 70 号) 第2条に		
規定する公害防止対		
策事業として行う場		
合		
地震防災対策特別措	・特別養護老人ホーム	(1)により算定し
置法(平成7年法律第		て得た額に 0.30 を
111 号) 第2条に規定		乗じて得た額
する地震防災緊急事		
業五箇年計画に基づ		
いて実施される事業		
のうち、同法別表第1		
に掲げる社会福祉施		
設(木造施設の改築と		
して行う場合)		

(3) 略

改正後 (新)	改正前(旧)
(4) 略	(4) 略
5 略	5 略
6 優先すべき事項について	6 優先すべき事項について

	改正	E後(新))	Ş	女正前 (∃)			
紙 補助単価表									
				2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費			
地域密着型サービス等整備等助成事業			1						
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5, 280千	型 整備床数				
域密着型サービス施設等の整備				66,000千	型 施設数				
域密着型特別養護老人ホーム及び併設さ ショートステイ用居室	5,530千円	整備床数		数	66,000千	n 施設数	_		
規模な介護老人保健施設	69,200千円	施設数		2,820千	平 整備床数				
見模な介護医療院	69,200千円	施設数		5, 280千	平 整備床数				
規模な養護老人ホーム	2,960千円	整備床数							
模なケアハウス (特定施設入居者生活 指定を受けるもの)	5,530千円	整備床数		39,600千		_			
E高齢者グループホーム	41,500千円	施設数	1	39,600+ F 7,000+		地域密着型特別養護老人			
規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	†			ホーム等の整備(施設の整 備と一体的に整備されるも			
巡回·随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円	施設数	地域密着型特別養護老人	39,600千	_	のであって、知事が必要と 認めた整備を含む。) に必			
	41,500千円	施設数	ホーム等の整備(施設の整 備と一体的に整備されるも	14.100千	_	要な工事費又は工事請負費 及び工事事務費(工事施工			
症対応型デイサービスセンター	14,800千円	施設数	のであって、知事が必要と 認めた整備を含む。)に登 要な工事者又は工事請負担 要な工事者又は工事請負責 大工事者とは工事請負責 大工事費とびない。 一本の費用であって、所費、 請料癿最大。通信運搬費、即 局数本費及び設計監督料等 といい、その額は、工事費 又は工事請負費の2.6%に相 当する額を提強しす。 ただし、別の負担(補 別)会等において別決補助	10,500千	70 KM				
6 予防拠点	11,000千円	施設数		1,410千		消耗品費、通信運搬費、印 刷製本費及び設計監督料等			
成包括支援センター	1,480千円	施設数		のため直接必要な事務に要	42,100千		をいい、その額は、工事費 又は工事請負費の2.6%に相		
ち支援ハウス	44,100千円	施設数		1,410千	_	当する額を限度額とする。)。			
ショートステイの整備	1,480千円	整備床数		をいい、その朝は、工事費 又は工事情負費の2.6%に日 当する朝を限度朝とす る。)。 ただし、別の負担 (補 助)金等において別担補助工 事費とはこまいて 事業をはないないない。 を 記したは、 これる姿 において別が自然とは、 これる姿 において別が自然とない。 と と は、 と は、 と は と は と と と と と と と と と と	会いい、その額は、工事費 又は工事員費の2.6%に相 当する額を限度額とす る。)。 ただし、別の負担(補 助)金字において別途補助工 対象をする工事情報会はは、 土札と同等と認められる委 能費及び分担金及び適当と 認められる場際とは、 型められる場所とは、 型められる場所とは、 単数とは、 が認め、 が認め、 のの最初、 とのである。 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの最初、 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの	その如け 丁重事 ・施設内保育施設 14,100千円 施設数 ただし、	ただし、別の負担(補 助)金等において別途補助 対象とする費用を除き、工		
内保育施設	14.800千円	施設数				_(新設	(新設)	事費又は工事請負費には、	
様な介護付きホーム(有料老人ホーム						_		これと同等と認められる委 託費及び分担金及び適当と	
サービス付き高齢者向け住宅であって、 入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530千円	整備床数				合築・併設する施設 れぞれ上記の配分基	上記に	認められる購入費等を含 む。	
 直設等の合築等						□ これと同等と認められる委 託費及び分担金及び適当と ■ 認められる購入費等を含	単価に1.05を乗じた		
	合築・併設する施設そ								
奄要綱3(1)アの事業対象施設と合築・	れぞれ上記の配分基礎 単価に1.05を乗じた額	上記に 準ずる							
を活用した整備		1		 小規模多機能型居宅介護事業所 					
2症高齢者グループホーム			+	10,500千	<u>サ</u> 施設数				
版の即 4 クルーク ホーム									
規模多機能型店七介護事業所 護小規模多機能型居宅介護事業所	11,000千円	施設数				上記の配分基礎単価 前年度の福島県内に			
知症対応型デイサービスセンター				前年度の傷局県内に ける施設種別毎の平 利用定員で除した	句 増加定員数				
単位で補助する施設等の増床	上記の配分基礎単価を 前年度の福島県内にお ける施設種別毎の平均 利用定員で除した額	増加定員数		の大規模修繕・耐震化整体		介護施設等の創設を条件 に行う広域型施設の大規模 修繕又は耐震化整備(施設			
護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大			介護施設等の創設を条件 に行う広域型施設の大規模 修繕又は耐露化整備(施設			の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事			
特別養護老人ホーム			の整備と一体的に整備され るものであって、知事が必 要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請			施工のために直接必要な事 務に要する費用であって、 旅費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計監			
介護老人保健施設			負費及び工事事務費(工事 施工のために直接必要ので 筋性のでは要用であって が費いる要用で、通信 要、消耗品費及び設計監 要、印刷製本費及び設計監	1,330千	<u>円</u> 定員数	督料等をいい、その額は、 工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限 度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)			
介護医療院	1.400千円	定員数	督科等をいい、 では工事費又は工事負債の 2.6%に相当する額を限 度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)	_		金等において別途補助対象 とする費用を除き、工事費 又は工事請負費には、これ と同等と認められる委託費			
養護老人ホーム			ただし、別の負担(補助) 金等において別途補助対象 とする費用を除き、工事費 又は工事請負費には、これ と同窓と認められる条件費			及び分担金及び適当と認め られる購入費等を含む。			
軽費老人ホーム			と同等と認められる委託費 及び分担金及び適当と認め られる購入費等を含む。						

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
災害レッドゾーンに所在する老朽化等したり	広域型介護施設等の移転	改築整備	
特別養護を人ホーム及び併設されるショート ステイ用居室	<u>5, 530千円</u>	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	災害レッドゾーンに所存 する広城型介護施設等の移 転改築整備(危設の整備) 一体的に整備されるもので
介護老人保健施設	69, 200千円	施設数	あって、知事が必要と認めた整備を含む。) に必事 た整備を含む。) に必要な 工事事務費(工事請負工のた
介護医療院	69,200千円	施設数	上手事務員 めに直接必要な事務に要す の費用であって、旅費、洋 耗品費、通信運搬費、印局 製本費及び設計監督料等を
養護老人ホーム	2.960千円	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	いい、その額は、工事費又 は工事請負費の2.6%に 相当する額を限度額とす る。)。 ただし、別の負担(補助) 金等において別途補助対象
ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指 定を受けるもの)	5,530千円	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	とする費用を除き、工事費 又は工事請負費には、これ と同等と認められる委託費 及び分担金及び適当と認め られる購入費等を含む。
企譲付きホーム(有料老人ホーム又はサービ 又付き高齢者向け住宅であって、特定施設入 民者生活介護の指定を受けるもの)	5,530千円	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した	広域型介護施設等の移転	云改築整備	
特別養護を人ホーム及び併設されるショート ステイ用居室	<u>5,530千円</u>	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	災害イエローゾーンに呼 在する広域型介護施設等の 移転改築整備(施設の整備 と一体的に整備されるもの
介護老人保健施設	69, 200千円	施設数	であって、知事が必要と がた整備を含む。)に必要 な工事費又は工事請負費及 でエ事事務費(工事施工の
介護医療院	69, 200千円	施設数	ために直接必要な事務に要する費用であて、旅費、 消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等
養護老人ホーム	2,960千円	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	をいい、その額は、工事費 又は工事請負費の2.6% に相当する額を限度額とす る。)。 ただし、別の負担(補助) 金等において別途補助対象
ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指 定を受けるもの)	5, 530千円	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	とする費用を除き、工事費 又は工事請負費には、これ と同等と認められる委託 と同等と認め及び適当と認め られる購入費等を含む。
介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービ 五付き高齢者向け住宅であって、特定施設入 展者生活介護の指定を受けるもの)	<u>5,530千円</u>	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分	

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
災害レッドゾーンに所在する老朽化等	した広域型介護施設等の移転	改築整備	
特別養護老人ホーム及び併設されるショー ステイ用居室	· ト <u>5,280千円</u>	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	災害レッドゾーンに所在 する広域型介護施設等の個と 転改築整備(施設の整価 一体的に整備されるもので
介護老人保健施設	66,000千円	施設数	あって、知事が必要と認め た整備を含む。)に必要な 工事費又は工事請負費及び 工事事務費(工事施工のた
介護医療院	66,000千円	施設数	かに直接必要な事務に上要する費用であって、旅費、 がに直接必要な事務で、消 利用であって、旅費、消 耗品費、通信運搬費、印刷 製本費及び設計監督料等を
養護老人ホーム	2,820千円	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	いい、その額は、工事費では工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	i <u>5, 280千円</u>	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	とする費用を除き、工事費 又は工事請負費には、これ と同等と認められる委託 及び分担金及び適当を認め られる購入費等を含む。
(新設)	_ <u>(新設)</u> _	_(新設)_	
災害イエローゾーンに所在する老朽化等	した広域型介護施設等の移電	云改築整備	
特別養護を人ホーム及び併設されるショー ステイ用居室	- ト 5.280千円	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	災害イエローゾーンに所 在する広城型介護施設等の 移転改築整備(施設の整備 と一体的に整備されるもの
介護老人保健施設	66,000千円	施設数	であって、知事が必要と必要と必要と必要と必要と必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工の
介護医療院	66,000千円	施設数	ためた自接必要ない。 ためた事務費、 する費用であて、旅費 消耗品費、通信運搬費、印 刷製本費及び設計監督料等
養護老人ホーム	2,820千円	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分 は対象外。	をいい、その額は、工事費 又は工事請負費の2.6% に相当する額を限度額とす る。)。 ただし、別の負担(補助) 金等において別途補助対象
	i <u>5, 280千円</u>	整備床数 ※移転後床 数。ただ し、増員分	とする費用を除き、工事費 又は工事請負費には、これ と同等と認められる委託費 及び分担金及び適当と認め られる購入費等を含む。
ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		は対象外。	4

	改正後(新	Ť)				改正前	(旧)																		
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業					(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業																				
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費		1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費																	
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費			(築時) に必要な経費)		介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(介護施	投等の開設時、増床	時及び再開設時(改	女築時) に必要な経費)																	
定員30名以上の広域型施設等					定員30名以上の広域型施設等																				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートス テイ用居室					・特別養護老人ホーム及び併設されるショートス テイ用居室																				
· 介護老人保健施設					· 介護老人保健施設																				
· 介護医療院					· 介護医療院																				
・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を 受けるもの)	1,036千円	定員数			・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を 受けるもの)	989千円	定員数																		
・養護老人ホーム					・養護老人ホーム																				
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス 付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生 活介護の指定を受けるもの)			特別養護老人ホーム等の 円滑な開所や既存施設の増 床に必要な需用費、使用料 及び貨借料(借島購入費 (備品設置に、報酬、																・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス 付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生 活介護の指定を受けるもの)						
・訪問看護ステーション (大規模化やサテライト 型事業所の設置)	5. 200千円	施設数			・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト 型事業所の設置)	<u>4,960千円</u>	施設数																		
定員29人以下の地域密着型施設等																									
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室				床に必要な需用費、使用料 及び賃借料、備品購入費 (備品設置に伴う工事請料 費を含む)、報酬、給料、 職員手3等、共済費、 金、旅費、役務費、委託料	床に必要な需用費、使用料 及び賃借料、備品購入費 (備品設置に伴う工事請負 費を含む)、報酬、給料、 職員手当等、共済費、賃	床に必要な需用費、使用料 及び賃借料、備品購入費 (備品設置に伴う工事請負 費を含む)、報酬、給料、 職員手当等、共済費、 ・ 、旅費、役務費、委託料	及び賃借料、備品購入費 (備品設置に伴う工事請負 費を含む)、報酬、給料、		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室			床に必要な需用費、使用料 及び賃借料、備品購入費													
・小規模な介護老人保健施設								費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、	費を含む)、報酬、給料、 ・小規模な介護老人保健施設		
・小規模な介護医療院								・小規模な介護医療院			金、旅費、役務費、委託料 又は工事請負費。														
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの)		定員数 《小規模多機能型 3字公辨事業正五			・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの)		定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及																		
・認知症高齢者グループホーム	<u>1.036千円</u> で	号宅介護事業所及 『看護小規模多機 『型居宅介護事業			・認知症高齢者グループホーム	989千円	店宅介護事業所及 び看護小規模多機 能型居宅介護事業																		
・小規模多機能型居宅介護事業所		斤にあっては、宿 自定員数とする。			小規模多機能型居宅介護事業所		所にあっては、宿 泊定員数とする。																		
·看護小規模多機能型居宅介護事業所					・看護小規模多機能型居宅介護事業所																				
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設 入居者生活介護の指定を受けるもの)					・小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設 入居者生活介護の指定を受けるもの)																				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400千円	施設数			・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円	施設数																		
・小規模な養護老人ホーム	<u>520千円</u>	定員数			・小規模な養護老人ホーム	496千円	定員数																		
・施設内保育施設	5,200千円	施設数			・施設内保育施設	4,960千円	施設数																		

		1					1				
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費				
施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロオ	ボット・ICTの導	入に必要な経費		介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボ	入に必要な経費						
官員30名以上の広域型施設等				定員30名以上の広域型施設等]				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートス テイ用居室					・特別養護老人ホーム及び併設されるショートス テイ用居室						
・介護老人保健施設				· 介護老人保健施設							
・介護医療院				• 介護医療院							
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を 受けるもの)	<u>520千円</u>	定員数		・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を 受けるもの)	496千円	定員数					
・養護老人ホーム				・養護老人ホーム							
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス 付き高齢者向付住宅であって、特定施設入居者生 舌介護の指定を受けるもの)			特別養護老人ホーム等の 大規模修繕の際にあわせて 行う、介護従事者の負担軽 滅に資する介護ロボット導					・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス 付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生 活介護の指定を受けるもの)			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて
 2 員 2 9 人以下の地域密着型施設等				定員29人以下の地域密着型施設等		─ 行う、介護従事者の負担軽 減に資する介護ロボット導 入に必要な備品購入費、使					
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室			入に必要な備品購入費、使 用料・賃借料(リース・レ ンタル費)、見守り機器の	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室			用料・賃借料 (リース・レ ンタル費) 、見守り機器の				
・小規模な介護老人保健施設			導入に伴う通信環境整備に 係る経費(Wi-Fi工事、イ	係る経費(Wi-Fi工事、インカム)、記録業務、情報 共有業務、請求業務を原則	係る経費 (Wi-Fi工事、インカム) 、記録業務、情報 共有業務、請求業務を原則 ・小規模な介護を人保健施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・小規模な介護老人保健施設			導入に伴う通信環境整備に 係る経費(Wi-Fi工事、イ ンカム)、記録業務、情報		
・小規模な介護医療院		共有業務、請					・小規模な介護医療院			共有業務、請求業務を原則 一気通貫で行える介護ソフ	
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護 D指定を受けるもの)		定員数 ※小規模多機能型	ト及びタブレット端末等に 型 係る導入費用 (購入又は リース) 等。	・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの)	ı	定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及	ト及びタブレット端末等に 型 係る導入費用(購入又は				
・認知症高齢者グループホーム	520千円	居宅介護事業所及 び看護小規模多機 能型居宅介護事業		リース)等。	・認知症高齢者グループホーム	496千円	たる	機 業 宿			
· 小規模多機能型居宅介護事業所		所にあっては、宿 泊定員数とする。			· 小規模多機能型居宅介護事業所		所にあっては、宿 泊定員数とする。				
• 看護小規模多機能型居宅介護事業所		ince system of	ince me of the	incessed 7 of	1172990		• 看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設 人居者生活介護の指定を受けるもの)					・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設 入居者生活介護の指定を受けるもの)						
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640千円	施設数		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250千円	施設数					
・小規模な養護老人ホーム	260千円	定員数		・小規模な養護老人ホーム	248千円	定員数					
・施設内保育施設	2,600千円	施設数		・施設内保育施設	2,480千円	施設数					

	改正後 (新)				改正前((旧)	
3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等	等支援事業			(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等	支援事業		
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等 のユニット化等の改修 (施設の整備と一体的に	既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等 のユニット化等の改修 (施設の整備と一体的に
「個室 → ユニット化」改修	1,480千円		整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。) に必要な 工事費又は工事請負費及 び工事事務費(工事施工	「個宝 → ユニット化」改修	<u>1,410千円</u>		整備されるものであっ て、知事が必要と認めた 整備を含む。) に必要な 工事費又は工事請負費及
「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。) → ユニット化」改修	2.960千円	整備床数	び上手単拐す(エキルー) のため高速を要する費用であって、旅費 費用であって、旅費 費 に用品費 本費 及び設計 一監督料等をいい、その額	「多床室 (ユニット型個室的多床室を含む。) → ユニット化」改修	<u>2,820千円</u>	整備床数	び工事事務費(工事施工 のため直接必要な事務に 要する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製ない
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			は、工事費又は工事請負 費の2.6%に相当する額を 限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において用途補 助対象とする費用を除 き、工事費又は工事請負	ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			・監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する。 限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用では、
別養護老人ホーム及び併設されるショーステイ用居 (多床室) のプライバシー保護のための改修	906千円	整備床数	で、エデリス・ローデザリッ 費には、これと同等と認 められる委託費及び分担 金及び適当と認められる 購入費等を含む。	特別養護老人ホーム及び併設されるショースデイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	<u>865千円</u>	整備床数	一き、工事費又は工事請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分担 金及び適当と認められる 購入費等を含む。
介護施設等の看取り環境の整備	<u>'</u>			介護施設等の看取り環境の整備	ı		
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4.330千円	施設数	特別養護老人は共生型 の看取と事業を主に、 を主に、 のでは、 のでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでいたが、 のでいが、 のでいたが、 のでいたが、 のでいたが、 のでいたが、 のでいたが、 のでいたが、 のでいたが、 のでいが、 ので	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・経費老人ホーム ・認知症高齢者グルーブホーム ・ 記知症高齢者グルーブホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,130千円	施設数	特別養護老人ホーム等 の看取文は共生型 サービスは乗生型 サービスは乗生型 サービスな修業の所の変なの表 サスは工事第一事を施工の要す とのである。 一個である。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。
共生型サービス事業所の整備			2.6%に相当する額を限度 額とする。)。	共生型サービス事業所の整備			2.6%に相当する額を限度 額とする。)。
・通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。) ・短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活 介護事業所を含む。) ・力規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1.290千円	事業所数	ただし、別の負担(補助)会等とするとは、別のい時工を除きます。 動力を除きます。 動力を除きまり、 きには、多なはに対している。 から、これでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	·通所介護事業所(地城密着型通所介護事業所を含む。) ·短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。) ·小規模多機能型居宅介護事業所 ·看護小規模多機能型居宅介護事業所	1, 230千円	事業所数	ただし、別の負担(補助)金をとするは、明の事態を主するは、明治解し、事業を主するは、明本を書き、記述、事業を表し、主義を表し、主義を表し、主義を表し、主義を表し、一般の主な、一体の主な、一般の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の主な、一体の生な、一体の主な、一体の主な、一体の生な、一体の生な、一体の、一体の生な、一体の生な、一体の生な、一体の生な、一体の生な、一体の生な、一体の生な、一体の生な、一体の生な、一体の生な、一体の
注)いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わ	tala			注)いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わな	. V.		
L, ・ , **** ナ 木 ** / I 収 心以 寸 O 、 足 只 が 揆 は 同 4 /							

における新型コロナウイルス感染	拡大防止対策支援事業				(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染	拡大防止対策支援事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る総	圣費支援事業				介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る紐	費支援事業	+		
簡易陰圧装置設置経費支援	5,340千円	県知事が認めた台 数 (定員数を上限 とする)	簡大を変をは、 の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大	1/3	- 簡易陰圧装置設置経費支援	5.100千円	県知事が認めた台 数 (定員数を上限 とする)	簡易に生産を設置使力を設置を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を が表現を がまれる。 が表現を があまる。 がの があまる。 がの があまる。 がの があまる。 がの があまる。 がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの	<u>2/3</u>
護施設等における感染拡大防止のためのゾーニ	ニング環境等の整備に係る	5経費支援事業			介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニ	ング環境等の整備に係る	る経費支援事業		
ユニット 類塩酸の各ユニットへの玄関室設置に るゾーニング経費支援	1,240千円	1か所	感染拡大防止のための ゾーニング環境等の整備 をするために必要な信事 請負費及び工事事務員 (工事施工のため直接必 要な事務に要する費用で		・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置に よるゾーニング経費支援	1.180千円	1 1か所	感染拡大防止のための ソーニング環境等の整備 をするために必要な備品 購入費、工事費又は工事 請負費及び工事事務費 は事施工のため直接必 要な事務に要する費用で	
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7.410壬円	1か所	あって、旅費、消耗品 費、通信運搬費、印刷製 本費及び設の額は工事。 は工事請負額を限度額と する。 に相当する額を限度額と する。 ただし、別の負担(補	1/3	・従来型個宝・多床宝のゾーニング経費支援	7,070千円	<u>1</u> 1か所	あって、旅費、消耗品 費、適信運搬費、消耗品 費、適信運搬費、日刷刷 本費及び設計監督料等を いい、その額は工事費又 は工事諸負責ので、 に相当する額を限度額と する。)。 ただし、別の負担(補	<u>2/3</u>
家族面会室の整備経費支援	4,330千円	施設・事業所	助) 金等において別途補 助対象とする費用を除 き、工事費又は工事請と 費には、工事費とは した。 を記載した。 を記載した。 を記載した。 を記載した。 を記載した。 を記載した。 を記載した。 を記載した。 を記載した。 を記載した。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる		・家族面会室の整備経費支援	4.130千円	1 施設・事業所	助) 金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
護施設等における多床室の個室化に要する改修	8費支援事業				介護施設等における多床室の個室化に要する改修	費支援事業	•		
多床室の個室化改修経費支援	1,220千円	. 定員数	介部の (中国)	1/3	・多床室の偏塞化改修経費支援	1,160千円	1 定員数	介護の運転を が重の運転を が重の運転を が重の運転を が重の運転を を を を を が重の運転を を を を を の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で に で の で の で が に で の で の で が に で が に で が に で が に で が に に で が に に で が に に で が に に で が に に で の の に に で の が に に で の の に に で の の に に で の の に に で の の に に で の の に に で の の に に の の の に に の の の に に の の の に に の の の に の の の に の の の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の	2/3
ご)いずれの事業の介護施設等も、定員規模は間	H+ tall	l			注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問	わない。	1		

				改正後	(新)										改正	前(川	目)			
(5) (₽	各)										(5) (略)								
別紙様式	第1号の	1 (略)									別紙様式	第1号の)1 (略))						
別紙様式	第1号の	2									別紙様式	第1号の	2							
別紙様式賃	第1号の2										別紙様式領	第1号の2								
	令和	和 年度 :	介護施設等	・ の施設開	開設準備	備経費等 支	え 援事業記	十画書				令和	和 年度	介護施設等	等の施設開	開設準備	備経費等す	支援事業記	計画書	
1 事業概	m										1 事業概	亜								
1 争未恢	事業種別		設置主	- 体名		施設種別	;ii	施	設•事業所名	er	1 事本100.	事業種別		設置主	上体名		施設種別		施	設•事業所名
	3.5151223					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		- 25												
2 補助金	所要額算定	表							(円単位)		2 補助金	所要額算定	表	1		T	I	ı	1	(円単位)
総事業費	対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額 (A-C)	配分 基礎単価	単位	補助基準額 (E×F)	補助金 基本額	加算率 B	補助金 所要額 (H×I)		総事業費	対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額 (A-C)	配分 基礎単価	単位	補助基準額 (E×F)	補助金 基本額	加算率 B	補助金 所要額 (H×I)
Α	В	С	D	E	F	G	Н	I	J		Α	В	С	D	E	F	G	Н	I	J
ただ		と等の大規模	莫修繕の際	にあわせて			-		でする場合は、 に対する雇用		ただ		と等の大規	莫修繕の際	にあわせて			-		する場合は、
管理	改善方策普	及•促進事	業」の実施に	こついて」	の別紙1	1「介護テク	7ノロジー 類	真入支援	<u> 事業実施要綱」</u>		介護	事業所に対	する業務改	善支援事業	業)実施要領	領に定	める別紙様	式2「介護	ロボット	、支援事業 <u>、</u> 導入支援事業
	<u>いて提出を</u> 分基礎単価							-	記入すること。			<u>書」、または</u> 分基礎単価								記入すること。
	助金基本額 し、千円未満							٤.				助金基本額 し、千円未満							اځ.	
(注4) 加	算率Bは実加	拖要綱4(3)	に該当する	らもの。								し、十円木淵 算率Bは実別				& 1919 t	古しること。			
(注6) 補							乗じた値(=	千円未満	切り捨て)を			算率B(G欄) 助金所要額						乗じた値(-	千円未満	切り捨て)を
入力)すること。										入力	すること。								
				事業者											事業者					
				担当	課										担当					
				担当	者										担当	i者				
				電話者	番号										電話者	番号				
				メールア	ドレス										メールア	ドレス				

					改正	後 (新)				
別紙様	式第15	号の3	(略)							
別紙様	式第 1 년	号の <u>4</u>								
n., (
別紙様式	第1号の4	10 F#	∧ = #+ /- :	=几々ケィー よくん	⊥フ 同党;	: h. + + - 	L +1//	+ 	E-db	
	707	和 平度	介護他	没寺におり	「句際会	彩掘入防山	E 対東ス	支援事業計画	비흡	
1 事業根	要		Г							
	事業種別		設置:	主体名		施	設種別		施設・■	事業所名
2 補助金	於所要額算!	定表	Ι			т—			1	(単位:円)
総事業費	対象経費の 支出予定額	寄付金その 他の収入額	差引額 (A-C)	配分 基礎単価	単位	単価×単位 (E×F)	補助率	BとDとGの 少ない値×H	加算率	補助金 所要額 (I×J)
Α	В	С	D	Е	F	G	Н	I	J	К
						0	<u>1/3</u>	0.00	1	0
					<u> </u>		<u></u>			
		♪かる資料を添 ij)、単位(F欄)			画表から!	該当するものを	を記入して	ください。		
		医要綱4(3)に					てください	٠.		
		欄) は、千円未 が入っておりま ^っ			切り捨て	となります。				
		業を実施する場			業計画一	覧表」を作成し	_提出して	ください。		
				-n m > //	<u> </u>					
				設置主体		任所				
				施設所在: 担当者(別						
				電話番号						
					ドレス				-	

